

議案第14号

守谷市表彰条例の一部を改正する条例

守谷市表彰条例（平成2年守谷町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第5条第2項中「，功労章」を削る。

第10条を削り，第11条を第10条とし，第12条から第16条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は，令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月1日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

| 議案  | 頁数 |
|-----|----|
| 14号 | 1  |

## 提案理由（議案第14号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、守谷市表彰条例第4条及び第5条の規定に基づき、自治功労者及び一般功労者に対して贈呈している「功労章」については、市の儀式又は公会に出席する場合に、本人に限り着用するものとしておりますが、実際に着用機会が少ないことから贈呈を廃止するため、守谷市表彰条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

| 議案  | 頁数 |
|-----|----|
| 14号 | 2  |

守谷市表彰条例新旧対照表

| 改 正   | 現 行  |
|---|--|
| <p>(自治功労者表彰)<br/>           第4条 (略)<br/>           2 前項の規定による功労者には_____, 表彰状及び記念品を贈呈する。<br/>           (一般功労者表彰)<br/>           第5条 (略)<br/>           2 前項の規定による功労者には_____, 表彰状及び記念品を贈呈する。<br/>           (削除)</p> <p>(表彰の時期)<br/>           第10条 (略)<br/>           (善行者及び功労者の名簿)<br/>           第11条 (略)<br/>           (表彰審査会の設置)<br/>           第12条 (略)<br/>           (一般功労者表彰の基準)<br/>           第13条 (略)</p> | <p>(自治功労者表彰)<br/>           第4条 (略)<br/>           2 前項の規定による功労者には, <u>功労章</u>, 表彰状及び記念品を贈呈する。<br/>           (一般功労者表彰)<br/>           第5条 (略)<br/>           2 前項の規定による功労者には, <u>功労章</u>, 表彰状及び記念品を贈呈する。<br/> <u>(功労章の特例)</u><br/> <u>第10条 第4条から第7条までに掲げる者で, 既に表彰を受け功労章を贈られている者には, 功労章は贈呈しない。</u><br/>           (表彰の時期)<br/>           第11条 (略)<br/>           (善行者及び功労者の名簿)<br/>           第12条 (略)<br/>           (表彰審査会の設置)<br/>           第13条 (略)<br/>           (一般功労者表彰の基準)<br/>           第14条 (略)</p> |

|    |     |
|----|-----|
| 議案 | 14号 |
| 頁数 | 3   |

(この条例による表彰以外の表彰)

第14条 (略)

(委任)

第15条 (略)

(この条例による表彰以外の表彰)

第15条 (略)

(委任)

第16条 (略)

|    |     |
|----|-----|
| 議案 | 14号 |
| 頁数 | 4   |